

平成 2 7 年度第 4 回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 5 日 (月)

9 時 3 0 分 ~ 1 2 時 2 2 分

場 所 滋賀県庁北新館 5 - A 会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

アル・プラザ水口 1 (法第 6 条第 2 項 変更)

クスリのアオキ西今店 (法第 5 条第 1 項 新設)

(仮称) 西大津商業施設計画 (法第 5 条第 1 項 新設)

3. その他

4. 閉会

[午前 9時30分 開会]

1 開 会

(挨拶 記録省略)

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、ここまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：アル・プラザ水口1の従業員用の駐車場について、先ほどの説明では、従来の従業員駐車場は200台ぐらい停められるということでしたけども、ここに書いていますのは、従業員用駐車場320台(別途)とありますけども、あと100台ほどは従来からどこに停めておられるのでしょうか。

○事務局：100台分につきましては、現在の東側に、今回減らす分の従業員駐車場がありまして200台ぐらい停められるのですが、実際のところ100台分ぐらいは確保した状態で返すという形になっております。

○委員：契約駐車場と書いていたところですか。

○事務局：はい、そうです。その200台分ぐらい停められるうちの100台分は返さないということです。

○委員：それは、そのまま使われるということですか。

○事務局：そうです。

○委員：はい、わかりました。ありがとうございました。

○会長：よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

○委員：少し確認ですが、今の新たな出入口の件で、出入口の方は店舗の意思で変えようという訳ではなくて、市道をつくったことによって、結果的に変わっている訳ですね。こういう場合は、事業者に対してどのぐらい対応義務があるのでしょうか。

○事務局：第一義的には道路改良に伴うものでございますので、その道路改良に伴う出入口の設置というのは、基本的には道路管理者が地権者等と調整をして、道路の安全を勘案しながら設定されるものだというふうに認識をしております。

そういうことで、今回の届出に関して、この形状について我々の方の意見としてこれで安全かどうかというのを、道路管理者としてどういうふうに責任を持つか。さらに、警察の方とも交通規制の観点から、これでいいのかどうなのか、しっかり協議をしていただきたいということで、2回ほど道路管理者とやりとりもしていますし、警察からも情報をいただいております。

その上で、道路の車線構成だとか、出入口がこういうような形で出てきたというところでございますけれども、ソフト面とか、敷地内での安全をどのように確保していくかということについては、第一義的には店舗の方が責任を持たないといけないというふうには思っております。その当たりを道路管理者が、どういう補償をされるかというのは、また別の話というふうに思っております。

○委員：こういう道路ができたという協議内容とかも含めて、そこで議論をすればよろしいということですか。

○事務局：はい、そのように思っております。

ただ、今日、実は設置者とあわせて道路管理者であります甲賀市も参りますので、その辺の経過で、もしお尋ねされることがございましたら、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

○会長：その辺、確かに事業者の責任というのがどう位置づけられるかが、ちょっと難しいところがあるかなという気はしますね。

他、ございませんでしょうか。はい。

アル・プラザ水口1 (法第6条第2項 変更)

○会長：そういたしましたら、まず、アル・プラザ水口1の建物設置者からの説明をお願いできればと思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、アル・プラザ水口1の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：それでは、私の方から、計画概要の方を説明させていただきます。

今回の計画につきましては、甲賀市様の方で計画されています市道がございまして、それが現状の県道と国道を連絡するという経緯の中で、当該敷地を通過するというところで、敷地に対する出入口の変更となっております。

資料6ページ、7ページを御覧願います。上が変更前の当該敷地になっておりまして、現在の出入口①が御覧いただけだと思いますが、下の方の図面を見ていただくと、「新設市道」と記載されていると思います。この県道から国道1号に連絡する市道の計画がありまして、当該店舗はこちらに出入口がございました。それに伴って、駐車台数も減数するということですので、今回、変更の対象という形で届出をさせていただいております。

駐車台数および出入口につきましては、出入口は御覧のとおり、現状の場所から変更後の位置に移動するというところがございます。一方で、駐車台数という観点では、当該店舗1,367台の届出台数となっております。それが一昨年(2019年)の11月24日に出入口調査、全ての出入口に人を配置してカウントするという調査を行いまして、1,367台に対して、666台の滞留台数がございました。つまり、700台ぐらいの余裕がある状況だったのですが、たまたま調査した一日ということになっております。

資料の4ページを御覧願います。滞留台数のピークは666台ということで、11月24日の調査の来客数は6,935人の方がお越しになりましたので、それを1年間の最大日にて補正をいたしております。

○事務局：資料の方は、次第の4ページでございます。

○設置者：次第の4ページを御覧願います。申し訳ございません。

その年間最大日といいますのが1万1,797人お越しになられたのですが、1万人を超過するという日につきましては、年間で5日間ぐらいしかございませんでした。その中で最も多い日が1万1,797人でございましたので、その補正、6,935人に対して最大となるのが1.701倍でございますので、当日の滞留台数ピーク、666台掛けることの1.701倍で1,133台、それを上回る台数を、今回、来客用としては残す形で確保をさせていただいております。

ただし、今回、実は敷地外に、従業員用駐車場を確保しているという状況もございましたので、従業員は3百数十名いるのですが、その従業員用駐車場を、暇なときは

屋上駐車場、その下の層ぐらい、ほとんど現在使っていない区画に誘導することで、敷地内の方に取り込むということで、今回、1,139台の届出台数という形で、余り分につきましては従業員用ということで考えております。

今回、市道の整備に伴いまして届出の方を行っておりますけれども、交通流動的にも大きな変更はございませんし、台数の容量的にも年間最大を通じたという検証の方をしておりますので、この中で周辺への影響に向けては軽減してまいりたいというように考えております。

市道につきましても、先日も警察本部様、また甲賀市様と三者で打ち合わせをしてまいりまして、安全対策等の御指導をいただきつつ、変更後につきましては、十分安全な対策の中で運営してまいりたいというように考えております。

一方、市道の関係がございますので、甲賀市さんの方から説明をさせていただけたらと思います。

○甲賀市：それでは、今回、本市が計画をしております市道名坂本綾野線につきまして御説明をさせていただきます。

本道路につきましては、甲賀市水口地域の北部の住宅地や工業団地が立地します地域と、南部の中心市街地や官公庁街を結ぶことによりまして、市街地道路のネットワーク化を図る道路でございます。長年、地元住民からも、国道1号により、地域が分断をされていたことから、この道路整備に対して強い要望を受けておりました。

また、平成25年には、公立甲賀病院が水口町松尾地先の国道1号近隣に移転をいたしまして、南部市街地からのアクセス道路としての重要な役割が加わりました。本道路の整備のためには、株式会社平和堂様を含む隣接の店舗の皆様には、大きな御迷惑と御協力をいただく中で協議を進めてきた結果、平和堂様には出入口の変更と駐車場の減少が生じることとなりまして、今回の大規模小売店舗立地法の変更の届出が必要になったものでございます。

なお、本道路の計画には、国道1号や県道大野名坂線との交差点の接続、また各店舗の出入口につきまして、滋賀県公安委員会と協議を重ねた中で実施をしていくものでございます。本市といたしましても、地元住民から長年望まれてきた道路でもありますことから、早期の供用開始を目指して事業進捗を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○会長：以上でよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますけれども、アル・プラザ水口1に関する質問は、全てこの場でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員：従業員駐車場の場所が変わるということは、建物の中になるのですよね。従業員の通勤時間とかを考えると、一般のお客様よりも早かったり、遅かったりすると思いますが、特に騒音については問題ございませんでしょうか。

○設置者：現在、敷地外に従業員駐車場がございます。今回、協議の過程で減らしてもいいという前提もございますので、一部残すような形も含めて減らす検討の方をしております。

敷地外の部分で従業員用台数が200台ぐらいございますが、今回、敷地の中に取り込むということですので、敷地外の方が軽減する方向になるのですね。そういう意味で言いますと、敷地外の方が、住居が張りついているような状況もございますので、騒音の観点で言いますと、どちらかという、軽減する方向ではないかなというふうには考えさせていただいております。

○委員：増えた方も、影響がないと思ってよろしいのでしょうか。

○設置者：そうですね。前回、附則5条1項のときに騒音予測はしておりまして、著しい影響はないという形で判断はさせていただいております。今回、従業員用の来店台数につきましても変わるということもございますけれども、著しい影響はないのではないかなというふうには思っております。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：今回、市道が開設して出入口が変更される箇所ですが、私、このあたりの土地勘があまりないのですが、地図を見る限り、かなり短い距離の市道があって、その中央あたりに出入口が付いているという状態になっています。今までは左側の県道の方から出入りしていたのですが、この形状ですと、北側の国道1号にもかなり出入りが

しやすいということで、今までとは、お客さんの出入口から入る確率が変わってくるんじゃないかなと想像するのですが、店舗の来客に対する出入口の誘導ですとか、あるいは帰る際の出口の誘導ですとか、そのあたりの変更は何かあるのでしょうか。

ひょっとすると、甲賀市さんの方に話しかけていませんけども、当然、市道ですから、もともと周辺の住民さんも使われる訳ですよ。そのあたりの周辺の住民さんが使われる交通量と、この店舗からの出入りの交通量を両方合わせた状態で、新しくできた市道の前後の交差点等々特段問題がなさそうだと思いますが、何か詳しい状況があれば教えてください。

○設置者：2点あるかと思うのですが、まず1点目は、出入口の誘導経路として大きな変更がないのかということと、2点目は道路供用に関する道路の交通のボリュームということによろしいですか。

まず、1点目の交通流動という観点でいきますと、国道1号から店舗出入口に進んでくる車は、他に何か所も出入口もございますし、現状におきまして、例えば本綾野交差点から進入する車があったかと思うのですが、この道路が新設されても、もともと本綾野交差点は出入口になっておりましたので、今回変更となる出入口から入っているかのようなイメージをお受けになるかもしれないのですが、動線としてはほとんど大きな変更はないのですね。

ただ、県道と1号のアクセスが今まで分断されていたというところで、いわゆる通過交通自体は、周辺の方々が利用しやすい状況になろうかと思うのですが、当該店舗としては、今まで来られていた車が来られなくなるとか、逆にスムーズに来られるようになる経路というのは、ほとんどないですね。国道1号から来る車は出入口②で入るとか、動線自体は変わらないという状況でございます。ですが、安全対策等につきましては警察さんともよく相談させてもらっているのですが、十分留意して対策を打っていきたいというふうに思っております。

○甲賀市：ボリュームの話でございます。現在、利用されています南北の道路につきましては、資料の7ページでございますけれども、この計画道路の約50メートル西側になるのですが、国道をアンダーパスする形で道路が走っております。このアンダーパスを現在使っているのですが、若干道路の構造に制約がございましたので、新しく平面的に交差する道路を計画しているというものでございます。

現在、利用されています道路で南北に通過される交通量全てが、そこに新しく行くということではございませんので、一定、平和堂さん等の出入りされている部分にプラスする形で、通過交通が増えるということは考えております。

○委員：この辺は、アンダーパスですよね。

○甲賀市：はい。

○委員：アンダーパスですから、当然、国道に出る車は通らないと思うのですが、多分この形状ですと、国道に出る車と国道を渡りたいという両方が起こると思うのですが、両方を考慮しても、そんなに大きな交通量ではないということではよろしいですか。

○甲賀市：はい。

○会長：それに関連して、数的には今のところあまり想定はされていないのですか。台数的にピーク時で何台ぐらい交通量が見込まれるかということについては、想定した数字はないのでしょうか。

これは、右折での入退場が可能だというような交通量だと判断している訳ですよね。その根拠になる想定交通量というのは、ないのでしょうかという質問ですけれども。

○甲賀市：今回この市道の計画に対しまして、公安委員会に95条の申請をさせていただいています。そこに交通量の想定を付けさせてもらっているのですけれども、国道の方から市道の方へ流入する台数としまして、12時間当たり約3,300台です。

次に、南から市道の方へ入ってくる台数としまして、12時間当たり3,900台という数字が出ております。

○会長：そうすると、単純に平均しても、1時間で往復600台とかある訳ですね。

○甲賀市：はい。

○会長：もちろんピーク時だと、もっと増えますよね。結構な交通量のように思いますけれども、それで右折での入退場って大丈夫ですかね。

○甲賀市：設計していく中で、予算とか付近の店舗の方と協議する中で、道路形状を決めてきていますけれども、出入りするところについては市道の方に右折レーンを設けるとか、そういった対策の中で、交通量のはけるんじゃないかと考えております。

○会長：その辺のシミュレーションとかは十分されて、安全だというふうに評価されているということで、よろしいのですか。

○甲賀市：はい。

○会長：はい。

○委員：それに関連して、これも甲賀市さんへの質問になろうかと思えますけども、この市道に隣接する店舗と銀行の出入口は、この市道を介さないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○設置者：こちらの通路の話かと思うのですが、ここが実は通学路になっているのです。公衆用道路という位置づけで、今回、県さんとも話をしまして整理の方をいたしておりまして、基本的にはここを一般に供する道路という、公衆用道路という位置づけで、甲賀市さんの指定通学路になっているという状況もございましたので、整理をさせていただいているという状況でございます。

　　すがいまして、出入口につきましては共有化しているということです。

○設置者：銀行につきましては、現在の図面で、平和堂の出入りの反対側が銀行の出入口ということになります。銀行につきましては、国道の方からも出入りをされているところでございます。

○委員：店舗も銀行も、この市道を介するというふうになるのですか。

○設置者：はい。

○委員：その交通量の先ほどの予測は、それも含んだ3,300台、3,900台ということですか。

○設置者：はい。

○委員：はい、わかりました。

○会長：よろしいですか。

　　他、ございませんでしょうか。

　　私からも。従業員駐車場が300台以上あるということですが、こんなに必要なんですか。というか、さらには、従業員さんにはもうちょっと公共交通の利用等をお願いして、駐車場を減らすということはされないのですか。

○設置者：従業員数はこの間確認しましたら、パートさん等も含めて365人ぐらいの従業員がいますし、場所的に駅前店舗とかでしたら公共交通機関の利用促進という形で周知も図れるのですが、そういった充実している場所ではないというところがございますので、それに対応できる台数ということで確保させていただきたいというように思っている次第です。

○会長：できるだけシャトルバスとかで従業員をまとめて運ぶとかして、交通量の削減に努力していただければというふうに思ったりします。よろしくお願いします。

○設置者：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：先ほどの話で、新設される市道が通学路に指定をされているということだったかと思うのですが、それについて、アル・プラザさんとか銀行等々の出入口も市道に面するというので、歩道の確保とか子どもたちの安全確保についてはどのような形で実施をされるのでしょうか。

○設置者：警察さんからもやはり同様の御質問等々、安全対策というようなことの御指摘がございまして、明確な歩車分離であったりとか、例えば路面の色を変えたりとか、出入口の幅を明示したりとか、そういったもので歩道と自転車通路も分けたりとか、敷地内につきましては、そういった対策をさせていただこうと思っております。

歩道部分につきましてはガードパイプがあるとか、構造物で歩行者の安全と車の動線を分離するような格好で、今回、安全対策を考えておるという状況です。

○委員：出入口に、ガードマンさんを付けるというような予定とか計画はあるのでしょうか。

○設置者：出入口のガードマンも、繁忙日等に関しましては配置をいたしますので、その辺で歩行者の安全を図っていきたくと考えております。

○会長：よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

○委員：今、質問のやりとりの過程で、ここを通学路に供するという話が出てきたのですが、そういう重要な話というのは書面できちんと書いて、あらかじめ説明事項に入れておくべきじゃないでしょうか。

○設置者：そうですね。御指摘のとおりかと思えます。

今回、資料を作成させていただきましたのは私でございますので、大変申し訳なく思います。次回から気をつけるようにさせていただきたいと思えます。

○会長：他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

クスリのアオキ西今店（法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、続きまして、クスリのアオキ西今店の建物設置者からの説明をお願いできればと思います。

本日はお疲れさまです。

それでは、クスリのアオキ西今店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：では、私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料、届出書があるかと思うのですが、その添付図面の位置図、周辺位置図があるかと思います。お店は1,500㎡程度のドラッグストアでございます。彦根市の南彦根駅から西側に500mほどのところの既存の住宅市街地内に位置しております。

クスリのアオキさんは、滋賀県内で、このお店で6店舗目でございます。大型店では栗東と東近江、次いでこのお店で3店舗目となります。お手元の添付図面の図3の配置図を中心にご説明させていただきます。

お客様の来店につきましては、北側の市道からのみとなります。その敷地の西側に建物、東側に駐車場配置という形になっております。市道側に2か所の出入口を設けさせてもらっております。この2か所につきましては、交通管理者様の御指導もいただきまして、入口専用、出口専用という形で運用させていただく計画でございます。

これらの誘導につきましては、当然、案内看板、また案内表示等で行ってまいります。また、オープン時も含めた繁忙時、車両集中時などは誘導員等も配置して、安全に誘導してまいりたいというところでございます。

また、こちらは駅に近いということもあります。それから、駅を利用する歩行者、自転車の利用も比較的ありますもので、そういったところへの安全対策というところも、交通管理者様の方から御指導いただいているところでございます。

安全対策としましては出入口の視認性の確保として視認を妨げるような構造物を配置しないとか、そういったところは当然として、その他に繁忙時は当然、誘導員を配置する。また、出入口部分の歩道部分にカラー舗装をしまして、視覚的にも、車の出入り等があるのですよということも注意喚起をしてまいりたいというところでございます。

他、店舗騒音に関しまして、お手元の添付図面6、騒音の予測図というものを御覧いただきたいのですが、周辺に住宅がございます。そこへの影響というところで予測地点を設けさせていただいております。昼・夜の騒音レベルの平均値、等価騒音につきましては十分環境基準をクリアしております。ただ、夜間最大値は、車の走行音が若干超えます。特に市道側には、道路を挟んで集合住宅がございます。こちらの方で若干でございますけれども、規制値45デシベルを超えるという結果になっております。

これにつきましては、事務局様ともいろいろご相談させていただきまして、現状で市道の通過交通といいますか、既存交通の交通騒音が卓越しているのではないかとということもありまして、その現況調査というのですか、環境騒音の調査をさせていただきました。これは夜間午後10時から車が退店する0時30分までの間で調査しましたけれども、夜間の現況騒音がマックスで、72から77デシベルということで、予測値よりも30デシベル以上大きい音が出ているというのが現状でございます。

そういった現状もありますので、一次影響というものはあまりないのではないかとというふうに考えてはおりますが、当然ながら、そういう深夜営業につきましては徐行やアイドリングストップなどの注意喚起も行ってまいりたいと思っておりますし、苦情があれば、早急に対応させていただきたいというところではございます。

また、今日、お配りしました資料にあるのですが、南側に河川が隣接しているのですが、その河川を越えたところで新規の住宅地開発が今、工事が行われております。住宅地になりますもので、そこへの影響ということもチェックさせていただきました。

お配りした資料の2枚目が騒音の予測図ということで、予測地点の追加、河川側予測地点Eというものを設けさせていただきました。等価騒音は当然クリアしておりますが、自動車の走行音は住宅開発地側の敷地境界でも若干ではあります、規制値を上回るという結果にはなっております。ただ、造成中で、建物がどういうふうにつつかというのわからないところですので、建物側での予測という検討はできておりません。

また、深夜時間帯のお店、南側のお客さん利用というのは、お店の配置から考えますと、あまりないのかなというところではございますけど、ちょっと不明確な部分もございますので、一概にはこうだとは申し上げられませんが、当然、対策としても今後考えていかなければならないというふうには思っております。例えば、南側の経路は車が入らないように、カラーコーン等で規制をするというのも検討してまいりたいと思います。

あと、営業時間は24時までとなっておりますけれども、営業時間の短縮も含めて、今後、検討してまいりたいというところではございます。

他、今日お配りした資料の3枚目に、参考までに建物の外観、色合いについて資料をお付けしております。ベースの外壁がピンク系の淡い色でございます。既存店で確認したことがある方がいらっしゃるかもしれませんが、淡い色をベースにしております。正面入口の上の方に付けます正面の看板は、赤をベースに白抜き文字という、会社のカラーでもありますので、そういった看板を設置するという計画でございます。これにつきましては当然、屋外広告物等々条例もありますので、彦根市様とも十分相談して適切に対応してまいりたいというところではございます。

また、深夜営業を予定しております。防犯につきましても、基本的に防犯カメラ、防犯ゲート設置は当然ですけれども、従業員の見回り等々、青少年のたむろ等にも十分に対応してまいりたいというところではございます。

説明は簡単ではございますけれども、以上で終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、クスリのアオキ西今店に関する質問は全てこの場でお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

どなたからでも、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：大変騒音レベルが高いというのが気になる場所ですけれども、周辺の環境の騒音はかなりレベルの高いところだからということで、そこに比べたら軽微ということですが、上回っている訳ですね。それで何かできる対策として、具体的にお考えのことはございますでしょうか。

○設置者：市道側の騒音につきましては出入口がありますので、出入口を封鎖するというのは当然無理なところではございます。ソフトの対策として、先ほど申し上げましたけれ

ども、アイドリングストップとか、徐行とか、そういった対策にはなろうかとは思いますが。ただ、営業時間を午後10時ぐらいまでにするという対策、検討中ではございますけれども、ほぼそういう形でいくのではないかと、そういった対策も今検討しております。

○委員：それは非常にいい対策だと思います。周辺はかなり交通量が多くて、レベルが高いからというだけで何もしないというんじゃないかと、やはりできる限り、この中でも騒音を上げないということを心がけていただきたいと思います。

この予測値の最大値は、何時ごろかというのはわかっているのでしょうか。夜間の最大値が出されていますけれども、この最大値というのは、夜間の22時から朝の6時までの間、大体均等に出ているのでしょうか。それとも、特定の時間帯が特に大きいということはないですか。

○設置者：予測値ですか。

○委員：最大値ですから、わからないかもしれませんが。

○設置者：そうです。予測では、夜間の最大値で最も影響があるというのが、車の騒音となっております。車の騒音の原単位も決まっておりますので、計算上は一定の音しか出ないという結果にはなっております。

○委員：先ほどおっしゃったように、1時間早く営業を終わるということで、この値は、少なくとも1時間早くすれば、それ以降は出ないということになるのですね。

○設置者：そうですね。お客様の車がありませんので、そのようになります。

○委員：それから、荷さばきの時間帯がかなり朝早いのですけれども、これはもう変えられないのでしょうか。

○設置者：なるべく早朝を避けるように、もうちょっと遅い時間の運用で対応はしていきたいと思いますが、生鮮品も扱いますので、6時台に何台かは入るということになります。当然、従業員等の教育とか、そういうことも含め対応はしてまいりたいということでございます。

○委員：もう1つ、これから建つ予定の住宅地への影響ですけれども、この辺だったら、例えば必要になれば、遮音壁を建てられる訳ですね。

まだ計画ができていないようですから、今からはっきりしたことはわからないかもしれませんが、計算では上回っておりますので、遮音壁をつくるようなことも考えていただければと思います、この辺は出入口のないところですので。

○設置者：南側の方にお客様が来ないように駐車場を一部利用規制するとか、これも営業時間を短縮することで、また十分に対応は可能かとは思っております。

○委員：よろしく願いいたします。以上です。

○会長：私の方から。

今のことに関連して、予測地点 a' の集合住宅ですね。苦情が出るかどうか待っているのではなくて、新設されたら、しばらくしてから実際に集合住宅を訪ねて、問題がないかどうか。事業者さんの方から聞取りに行っていたきたいのです。あるいは、河川の方の予測地点 e' のあたりに住宅ができたなら、そこも超過している訳なので、実際に聞取りに行き、問題ないかどうか聞いていただきたいのです。ぜひそれをお約束いただきたいのですけども。

○設置者：わかりました。

○会長：待っているだけだと、言いにくい人ってなかなか言えない場合もあるので、聞取りに行っていたきたいと。

○設置者：お店の近隣、非常に近いところでもありますので、当然、お客様として利用いただくというところもありますので、営業の一環としていろいろコミュニケーションはとらせていただきたいと思います。

○会長：はい。

さらに、騒音の実測、新設して実際にどうなっているかという実測もしていただけると、もっといいかなと思います。

○設置者：オープン後のですね。

○会長：オープン後ですね。実際にどのぐらい騒音が出ているかということ。苦情等があった場合は、先ほど言われているような時間短縮とか防音壁の設置とか、そういった対策をぜひやっていただきたいということをお願いできますか。

○設置者：はい。この近隣の方、新しい住宅のところに関しましては、店長を初め御挨拶に伺うかと思っております。近隣の方に、今度建ちますので、またよろしく願いしますとい

う形で御挨拶をしていますので、その一環として、音はどうかという形での聞取りは、やりたいというふうに考えております。

○会長：実際に建物が営業を始めてからですね。

○設置者：はい。

○会長：よろしくをお願いします。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：これで見ると小学校がすぐ近くですが、通学路は。

○設置者：通学路はあります。歩道部分を利用するというで伺っております。

○委員：そこら辺はオープンが9時なので、8時半からでしたら子どもも。

○設置者：そうですね。朝の通学時間帯にはバッティングはしませんけれども、夕方の帰りですね。それプラス駅利用者の方もかなりいらっしゃいますので、そういったところも含めて誘導員の配置、これは警察からの指導もありまして、歩道部もカラー舗装にしてくれと。そういったところの視認性を高めた上で安全対策を運用していきましようというふうに御指導をいただいております。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：営業時間の変更というのは、先ほど一つの案としておっしゃっている訳でございますけども、他のアオキさんのお店で22時までの営業店舗というのはかなりあるのでしょうか。それとも、営業時間というのはおっしゃってはいるけれども、非常に難しいことなのか、社内的に手続をとれば一般的にできることなのか、そのところをお話しいただけますか。

○設置者：まず、このお店に関しましては、今のところ22時までいく予定で社内の方では何とかかなりそうですという言い方はおかしいですけど、22時でいきたいというふうに考えております。

○委員：それと、アオキさんにとっては22時までの営業というのは、そんなレアな、非常に特異な営業時間ではない訳ですか。他にも22時まで営業という店はあるのですか。

○設置者：そうですね。周りに住宅という店舗に関しましては、今のところ22時で閉店という形のお店がほぼ多いです。

○委員：あるのですか。

○設置者：はい。

○会長：はい。

よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

私の方からさらに。今回、右折での入出庫を可能としているということですが、そのあたりは交通整理員とかをきちんと配置するとか、誘導看板とかをお願いするということでもよろしいですか。繰り返しになるかもしれませんが。

○設置者：はい。まず、案内板とかを運用してまいりたいというところでもございますし、誘導員につきましても、オープンしてから1週間ほどは常につけておいて、周知していくと。あと、状況を見ながら、さらに誘導員を付けるとかという対応はしてまいりたいというところではございます。

○会長：ぜひ、そのあたりは右折ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

他、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そしたら、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

(仮称) 西大津商業施設計画 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、最後になりますけれども、(仮称) 西大津商業施設計画の建物設置者から説明をお願いできればと思います。

お疲れさまです。

(仮称) 西大津商業施設計画の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いします。

自己紹介からお願いできればと思います。

○設置者：内容説明。

○会長：お待ちください。建物設置者の方は、今日は来られていない。事業者さんは来られていないということですか。

- 設置者：はい。今日は都合が悪くて、欠席ということでさせていただいております。
- 会長：建物設置者の方が来られてないと、責任を持って応答ができないのではないかと
いうふうに思うのですが、そこら辺は、県の方はいかがですか。
- 事務局：私どもの方は、審議会において設置者側は御出席いただくというふうにお願
いをしておりまして、本日も特にコンサルさんだけというふうにお聞きをしておりませ
んでしたもので、同席されるものということで認識はさせていただいていたのですけども。
- 会長：そうですね。基本的に同席いただかないと、さっき言ったように、責任を持った
お返事というか、対応をいただけないと思うので。
- 設置者：申し訳ございません。
- 会長：じゃ、今日の話をきちんと建物設置者の方に伝えていただいて、また書面でお返
事をいただくとかいうふうにさせていただきましようか。そうしないと、きちんとした
対応ができないのではないかと。
- 設置者：はい。そこはきっちりさせていただきます。
- 委員：審議会の運営規則か何かに抵触しないか確認した方がいいんじゃないですか。無
効な審議になっても、むだになりますので。
- 事務局：審議会規則等で、あるいは法律で出席が要件として義務づけられている訳では
ございません。ただ、我々の方としては、個別具体の状況をしっかりと委員さんに御理
解いただくということと、やはり設置者の責任として、質問に対してきちっとお答えを
していただいて審議を円滑に進めていただくと、そういう趣旨で出席を求めていると
ころでございます。
- 会長：手順として、今日は質疑応答したり、いろいろと話をしたりして、一応答申案と
しては考えるにしても、また建物設置者さんからの書面での返事を踏まえた上で、答申
案を正式に答申書にしていくというふうにしていかないと納得しにくいところがある
と思うので、その辺はメールでのやりとりということになるかもしれませんけども、そ
ういう手順でいきたいと思いますが、それでいかがでしょうか。
- 事務局：我々の確認が不十分だったので、申し訳ございませんでした。
- 設置者：申し訳ございません。
- 会長：それでは、説明の方をお願いできればと思います。
- 設置者：はい。

それでは、平成27年8月24日付で新設の届出をいたしております（仮称）西大津商業施設計画に関しまして、概要について御説明させていただきます。

まず、店舗は大津市柳が崎ということで、図面1、広域見取図がございますけれども、湖西線の大津京駅の東側、琵琶湖沿いまではいかない所に位置しております、前面に国道161号が走っている立地でございます。

小売業者は、テナントといたしまして株式会社ドン・キホーテが入店する計画としております。新設をする日は、ことしの4月25日ということで届出をしております。

店舗面積は、ドン・キホーテのみということで、3,319㎡でございます。

次に、配置の関係につきまして御説明いたしますと、お手元の図面2は周辺見取図となっております。網掛けした形の地形が本計画敷地となっております、次の図面3、建物配置図および1階平面図がございます。

建物は2階建てになっておりまして、まず、1階の方から御説明いたしますが、図面の上方が国道161号。出入口は図面右上に1か所でございます。建物は敷地ほぼいっぱい建つような形になりまして、1階の売り場としまして3,319㎡でございます。車は出入口から敷地に入りまして、図面右側のスロープがございます。こちらを上がって屋上の駐車場に入ってくださいという流れになります。駐輪場につきましては、国道側に2か所、48台、47台、合計95台の確保をしております。別途、自動二輪が6台ございます。

次に、図面4、2階、R階の平面図でございます。基本的に屋上部分といたしまして、駐車場でございます。駐車台数は青く塗ったところで来客用として115台、それから図面右下の方に紫色で塗ったところ、これは別途従業員用といたしまして10台確保しております。それから、荷さばきにつきましては、図面の緑色で塗った場所で99㎡を確保しております。また、廃棄物置場につきましては、その脇に27.72㎡を確保する計画としております。

次に、運営方法に関して、24時間営業として届出をしております。駐車場の利用時間帯も同じく24時間。駐車場出入口は1か所になります。それから、荷さばき時間帯につきましては、午前6時から午後10時としております。

次に、添付書類の関係でございますけれども、まず必要駐車台数につきましては、指針から算出したしまして115台、これと同じ台数を来客用として届出をいたしております。

それから、交通処理に関しまして、4ページ、5ページ、6ページというところです。前面道路は国道161号ということでございますが、この国道161号は時間帯によって2車線、1車線と上下線が変わるという形になっております。細かいところは4ページに記載をしておりますけれども、レーン構成が変わるということから、店内それから出入口部分に、この時間は車線がこうなりますという掲示をいたす計画としております。

交通予測につきましては、4、5、6ページに記載をしておりますけれども、交通量調査、それから経路の設定につきましては、お手元に交通資料というのがあろうかと思うのですが、その後に来退店の経路図ということで広域周辺という地図を付けております。その周辺の経路図を御参照いただきたいと思いますが、原則どおり左折イン・左折アウトとする計画としております。したがって、南の方から来る車につきましては右折入庫ができないという形から、手前の茶が崎交差点を左折しまして、少々迂回する形で来店いただくということで考えております。また、北方面に帰る車につきましても、同様に茶が崎交差点を回る経路設定を行っております。一応、交通量調査の結果に基づく需要率等の検証につきましては、需要率0.9、混雑度1.0とする基準を下回る形になっております。

それから、駐車場の設置に当たっての配慮といたしまして、まず屋上駐車場につきましては、歩行者動線を明確にいたしまして、横断部等のライン表示を行っております。

また、図面4ですが、スロープを上がっていただきますと、上がった車両から見ますと、左の方に荷さばき関係、右の方に来客の駐車場が広がるという形になってきて、三叉路のような交差路が発生いたします。そちらにつきましてはポールコーンを設置いたしまして、動線の明確化を図ってまいります。

それから、この書類上は入庫のゲートはなしということで設定しておりますけれども、現在、まだ有料にするかどうかについて検討中ございまして、有料にする場合は駐車場法の届出を行うという形で考えております。

それから、先ほどの経路の周知の関係につきましては、当然、駐車場出入口付近の右折入庫禁止看板でありますとか、チラシ、ホームページでの経路の周知を行ってまいり

ます。また、一番混雑するのがオープン時と考えますが、あるいは繁忙時については、状況に応じた交通整理員の配置ということで、特に出入口が1か所でございますので、そちらに重点的に配置したいと考えております。

次に、騒音の関係につきまして御説明いたします。まず、騒音の予測地点につきましては、交通資料の後に騒音予想検討資料が付いておりますけれども、そちらの後の方に騒音源および予測地点配置図というのを1階と2階分で付けております。予測地点につきましては、図面上側にA地点、右側にB地点、C地点、下側にD地点、E地点という5地点を選定いたしまして、予測を行っております。昼間・夜間、それと夜間においては最大値の予測を行っております。

まず、等価騒音につきましては、5地点ともに基準を下回る結果となっております。それから、夜間の最大値の予測につきましては、敷地境界線上でいうa地点で車両走行の影響で超過をいたします。出入口部ということでやむを得ないところがございます、その対面側、国道を挟んだA地点におきまして再評価を行いましたところ、基準以下であるということで、それぞれ基準を下回るということで評価をしております。

廃棄物の保管容量につきましては、届出書10ページに指針に基づく計算ということで、 15.46 m^3 でございますけれども、これを上回る容量 27.72 m^3 を確保しております。

その他配慮事項の関係でございますけれども、実はこの近隣の自治会、マンション様にもいろいろお話をさせていただいております、特に防犯対策に関して懸念をされておられるところがございます。一応24時間営業ということでございますので、特に夜間における従業員の巡回、それから防犯カメラ等による未然防止ということに努めてまいるということで考えております。また、必要に応じて所轄の警察署との情報交換を行ってまいるということで考えております。当然ながら、マンションが近接しておりますので、騒音の関係につきましては、特に屋上の荷さばき、あるいは廃棄物収集作業に対する音の問題、それから室外機におきましても極力必要最小限の運転をするということで考えております。

あと、照明に関しても近隣さんから懸念があるということでお話も頂戴しております。照明につきましては当然、駐車場は照明設置いたしますけれども、周りに光が当たらないような照明器具を設置すること、それから屋上の駐車場の明かりがマンションに向か

ないかということにつきましては、一応、屋上駐車場の外回りを約2mの壁で覆う形をとりまして、またスロープを上がる車につきましても、ヘッドライトの照射の検討を行ったところ、問題がないということで確認をいたしまして、そのあたりもあわせて御説明を行っておる状況でございます。

簡単ではございますけれども、概要につきまして御説明させていただきました。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称)西大津商業施設計画に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

何か御質問は。

はい。

○委員：国道に面している店舗で、出入口の安全性が少し心配になるのですが、中央線の変移システムがあるということで、いわゆる中央分離帯のようなものとか、ポストコーンを付けたら道路上はできないですね。そうすると、計画では左折イン・左折アウトということで誘導されていますけれども、これをきちっと守っていただくためには、何らかの誘導員の設置等の対策がないと、物理的には自由に入れてしまうというふうになってしまうので、そのあたりの対策をどのようにお考えかということと、もう1つは、これは図面上を見た限りの範囲内ですが、敷地いっぱいには建物が建っていて、スロープからおりてくるといことで、かなり出入口の見通しが悪いような気がするのですが、特に出るときは歩行者の確認等、見通しが悪いと大変危険だと思いますので、その辺を含めて誘導員さんを配置した方がいいかなと思うのですが、そのあたりの対策等はいかがでしょうか。

○設置者：はい、ありがとうございます。

まず、右折入庫を物理的にはできるという状況の中での対策ということでございますが、先ほども御説明したとおり、チラシ、ホームページへの経路の記載ということをやっていくとともに、入庫に関してはそれで周知をする形になります。また、出庫につきましては、退店経路を駐車場のエントランスあたりに掲示することと、左折の出庫を促すということで出入口の路面標示として停止線というのを標示する形で考えております。

特にこの出入口については、おっしゃるとおりスロープを下ってちょっとカーブしているという形状ではあるのですが、一応この直線部分が約15mございますので、2台、

3台弱ぐらいは直線でまずは国道に向かえるのかなということと、一応見通しの部分につきましては、警察さんからも、道路管理者さんからも、その懸念というのはお話がございました。特に看板の位置であるとか、今回、植栽は結局置かない形にはなりますけれども、その見通しを広く確保するよという御指導も頂戴しながら、計画をさせていただいておる状態でございます。

○会長：はい。よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

○委員：今のお話ですけど、予想されている茶が崎交差点から左折で回っていくというのは、全然何か現実感がない予想だなと思うのです。というのは、この計画地の上の方にあります他の建物は右折で入る車も結構あるので、何かそここのところは伝え方をきちんとしないと、どうしてここだけが右折はだめだということになるのかなと思うので、場所が場所なので難しいと思うのですが、何かそここのところがすごい現実と合わないなと思いました。

○設置者：南から来る車につきましては、この161号を上がってくると、そこに見えるのに、左に曲がらなければいけないというところに関しては御指摘のとおりかと思うのですが、まずは周知というところに関しても、右折入庫はできないということを前面に表示をしたいと考えております。

この経路で言えば、皇子山総合運動公園の東側にも南北の道がございますので、必ずしも161号を上がってくるのではなくて、皇子山の方から来ていただければスムーズに回れるのかなといったことも含めて考えておまして、おっしゃる御懸念はそのとおりだとは思いますが、特に変移システムというのがある関係もありますが、交通量が多い道で右折入庫というのが非常に危険な場所であるということは認識しておりますので、そこはきっちり周知していくしかないかなと思います。

○委員：看板とかは茶が崎の手前に出してもらわないと、全然意味がないものになってしまうと。看板になるのかどうかもちょっとわかりませんが。

○設置者：野立て看板ということでおっしゃっておられるかと思うのですが、これについてはまだ決まっておりません。

○委員：茶が崎を越えてしまったら、左折できる場所がないので、何も意味がないのです、右折だめですよと言われても。

- 設置者：はい。
- 委員：すみません。そうしますと、今おっしゃっている茶が崎までに看板を立てるということも検討されるのですか。
- 設置者：今のところは、検討には入っていないです。
- 委員：多分チラシとかホームページに掲載だけでは、そのまま行ってしまうんじゃないかという気がしますので、そのこのところは、できればそういうふうに対応していただいた方がスムーズではないかと思うのですけど。
- 会長：そうですね。でも、今のここにある衣料店さんとか、飲食店さんとか、この辺に建っているものは全部同じことですよ。
- 設置者：そうですね。
- 会長：その辺のお店に行く人たちはまとめてこっちへ回りなさいみたいなことを共同で看板とかできたら、よりスムーズでしょうけど、その辺は、実際に開店して、右折で入ろうとする車なんかが多いかどうかをきちんと調査をして、多いようであれば、そういう看板の設置をちゃんと検討するというふうにしていただくという感じで、どうでしょうか。
- 設置者：そうですね。それとともに、ここまで来ちゃったら遅いんじゃないかという議論もあろうかとは思っているのですけれども、こちらの右折入庫禁止看板はあるものの、やっぱりオープン時とか繁忙時については、人の対応というのが重要な役割になってくると思いますので、会長さんもおっしゃったように、オープン時の状況を把握した上で、その先の対応というのは検討していきたいと思っております。
- 事務局：誘導員の常時設置を検討するという話があったと思うのですが、それはどうなっていますか。
- 設置者：誘導員の配置につきましては、現在のところは、オープン時は当然ながら配置をいたしますけれども、その後については、現在は未定でございます。今申したように、状況に応じてというところで対応したいと考えておりますので、常時という形では今は考えていない状況です。
- 会長：再三繰り返しますが、オープン後に右折車両がないかどうかをきちんと調査をしていただいて、そういう車があるのであれば、常時の交通整理員の配置とか、先ほどの誘導看板、野立ての看板を検討していただくということでお願いしたいと思います。

○設置者：はい。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：廃棄物の排出予測の中に、厨芥類というものが一定見込まれているのですが、
どういう品目のものが出そうなのかということ、そしてその廃棄物の保管庫が比較的集
合住宅に近いところに、あえてとは言わないのですが、わざわざなぜここかなとい
うところにあるのですが、そこが最適と判断した根拠を教えてください。

○設置者：まず、厨芥類の排出につきましては、指針の計算式によりますと、そういった
分類があるということがございますけれども、現実としまして生鮮はございませんので、
従業員のお弁当だとか、その程度かなということがございます。いわゆる生ごみという
のはございません。

廃棄物置場の位置につきましては、図面の下側には大きなマンションがございますの
で、できれば国道側にというところがあるかと思うのですが、一応、当該施設に
ついては建屋内の設置でございます。荷さばき施設も半分建屋内というところでござい
ますので、中で収集作業を行う形になってまいります。

ということで、その影響はないかということで考えています。

○委員：わかりました。

あと1点。少し形式的な質問になるのですが、今回の設置者は大和情報サービ
ス株式会社、そして立地者はドン・キホーテということで。

○設置者：テナントとして。

○委員：テナントとして。そうすると、ドン・キホーテさんは審議会の届出上、出てこ
ない形で。

○立地者：形式的には、大和情報サービス株式会社が責任者と。

○委員：テナントとしてドン・キホーテ。そのテナント関係というのは、何年契約で、半
永久的にそういう形でテナントになるのですか。

○設置者：何年というところは申し上げられないのですが、当然ドン・キホーテとし
ての建物設計も行われておりますし、その後、入れ替えという考えはございません。

○委員：設置者としての責任主体は、当面は大和情報サービスという会社が責任を持って
やり続けるということですか。

○設置者：基本的には永年というか。

○委員：永年と。

○設置者：ですから、仮に、法律じゃなくても、問題がありましたということになれば、一時的にはそういう形にならざるを得ませんけども、その責任というのは、大和情報サービス株式会社が責任を持ってやっていきます。

○委員：はい、わかりました。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：この前は、そこに別の建物で公衆浴場の跡だったと思うのですが、その時と駐車場の入口が変わっておりますよね。その理由がお聞きしたいのが1点です。

2点目は、今の委員のお話に関連して、あくまでもドン・キホーテさんはテナントということですが、私が知っているドン・キホーテのお店の土日等繁忙日の入庫待ちというのはすごく多くて、最近、私の住んでいる土地の近くのお店なんかを見ていると、海外の方が来られているんじゃないかなと思われるほど、それだけドン・キホーテさんは繁盛しておられまして、ピーク時の入庫待ちというのが随分発生する可能性があるのですが、それは基準では出てこないではないかと思うのです。

その対策というのは、大和情報サービス株式会社さんとしては持っておられるのかどうか、それについてお聞かせください。

○設置者：はい、わかりました。

まず、この店舗の前は、おっしゃるとおり公衆浴場でございますが、これは同じような名前をした会社が運営しておりましたが、今回の届出の建物設置者とはグループでもない別の会社でございました。その跡地にということでございまして、今回の出入口設定に関しては、周辺の配置がどうだからというのは特になく、今回の敷地として見た形で検討してきたという経緯でございます。

○委員：ですから、2つあったから、マンションの方に行く通りから右折入庫も、そこから入れたのですね、非常に入りやすかったんじゃないかと。

○設置者：ええ。裏側というのか。

○委員：裏側、そうそう。前の分は考慮してないということですね。

○設置者：そうです、はい。

それで、どこでも入庫待ちがすごいのでございますけれども、しかも、どちらのお店のことをおっしゃっているかわからないのですが、海外ということのお話がありましたけれども、県内では長浜店と草津店がございます。この2店舗につきましては、近くにお住いの方はわかりませんが、海外からいらっしゃって、このドン・キホーテに来るといのは特段見受けもなく、この西大津店につきましても、そこを期待しておるものではございません。

それと、ドン・キホーテという店舗については、皆様もどういった御印象かというのにはわかりませんが、当店についてはそんなに大型店ではありませんが、最近の店舗の傾向として、周辺の地域の方、例えば若年層だけではなくて、もっと高齢の方も買い物しやすいような店づくりということで、例えば通路幅であるとか陳列の高さであるとか、そういうところも恐らくイメージとは、いい意味で違うという形の店舗づくりを行ってきております。

入庫待ちにつきましては、確かにオープン時などについては、正直に言えば、開けてみないとわからないところもございますし、他店もオープンから2週間ぐらいは混雑するという傾向は、どこも見られております。今、115台の指針の台数を持っている訳でございますけれども、例えば従業員用の10台はオープン時なんかの来客用に開放するとか、115台が満車になったときは、このスロープに入庫待ちというのを並ばせることが本計画では可能だということで思っております。60mから70mぐらいのスロープ長、国道までの長さがございますので、そちらも使いながら国道への影響が出ないような形での対応を考えております。

○会長：よろしいですか。

私もちょっと心配になってきましたけれども、ドン・キホーテさんとしては、他の店舗のオープン時なんかにおいて、入庫待ちの行列ができてしまうみたいなことがあるということですか。

○設置者：行列はできないかなと思うのですが、当然2台、3台連なって入ってこられるタイミングというのはありますから、そのときに歩道に歩行者がいると、そういったタイミングの中では渋滞というか、停滞というのが発生するときというのはあると思います。

○会長：オープン時から2、3週間で駐車場が満杯になるということは、ないということですか。

○設置者：満杯になるかどうかというのは、なる可能性はあると。

○会長：あるのですか。

○設置者：はい。

○会長：とすれば、やっぱりオープン時対策として臨時駐車場を確保するとか、そういった対策を御検討いただかなきゃいけないんじゃないですか。それは御検討いただくということでもいいですか。

○設置者：はい、検討させていただきます。

○会長：あと、24時間営業ということで、青少年のい集の問題があると思うのですが、既存の店舗ではどんなことが起きて、それに対してどういう対策をとっているか。この店舗についてはどうするかについて、御説明いただけますか。

○設置者：はい。

先ほどのイメージの話で言いますと、ちょっと古いタイプの店舗では、駐車場の数も、あるいは配置も満足な形に取れてない店舗が結構ございまして、そこでのたまり場ですとか、これは余りないとは聞いておりますけども、暴走族といわれる人たちが駐車場を回遊しているというのもございました。先日、奈良の方のお店でも、旧奈良店といいますが、奈良店ではそういう懸念があるというような話も出ていましたけども、一応その走り回り、あるいはそのたまり場対策としましては、まず今回この配置を御覧のとおり、駐車場内は全て見渡せる形になっております。

あと、車止めを各駐車枠に設置をすること。それから、この図面には入れておりませんが、ランプということで車路に凹凸を付けて、そういった走り回りがやりづらいう形のことにも計画をしております。

あとは、先ほど申したように、従業員の巡回、あるいは声かけというのが非常に有効であるということで、行ってきております。特にオープン時には、周辺の若者たちに最初のころというのは、この店舗は厳しいのだという認識がされるように、警備員の配置も行いつつ、従業員の声かけを行っていくということで、配慮していきたいということで対応しております。

○会長：はい、ありがとうございます。

というふうに、事業者さんに伝えてほしいということになりますけども。

○設置者：はい。事業者というよりも、ドン・キホーテの対策にこの辺はなまってまいりますので、そこはきっちりいたします。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：建物壁面色は周辺環境に適応したと書いてあるのですが、何か黄色いイメージかなと思ってしまうので、そこら辺は周りの風景になじんだものでつくられるということですね。

○設置者：もともと景観条例というのも、大津市さんは結構厳しくやっておられるかと思うのですが、メインの色としては黒が基調になっております。今、景観に関しては協議を行っておりますので、またカラーの立面図といいますか、ああいうものについては事務局さんの方には報告させていただくつもりでおります。

○会長：本来、この場でカラー図面を見せていただくと一番いいのですがね。

○設置者：看板の内容とか詳細について、今、調整を行っている最中でございますので、改めて御報告させていただきます。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：地元の大津市さんからは法令等に関する意見が多数出ているのですが、これらについては、それぞれ適切に対応されているのかどうかということと、意見の中の15番に「申請地内に都市計画道路の計画決定がされているので」というところですが、具体的に、それに関して都市計画決定がされたときには対応が可能なのかどうかということをお教えてください。

○設置者：出されている意見については、当然ながら遵守した形でやっております。それから、都市計画道路、ちょっとお待ちください。

すみません。都市計画施設の区域内的の建築はないということで、決まればそれに対応させていただくという形を考えております。

○井上委員：具体的には、道が拡幅する可能性があるということになりますか。

○設置者：そうですね、はい。

○委員：もし前面の道路が拡幅した場合には、この建物手前の、道路が来る可能性があるけれども、それは支障ないということですか。

○設置者：そうです、はい。

○会長：よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員：先ほど、隣接するマンションとの協議の中で少し懸念が上がっているというお話があったのですが、どのような懸念が上がっていて、それに対して、今どのように対処しようとしているのか教えてください。

○設置者：基本的には、営業時間に伴う治安の問題、照明の問題、騒音の問題というところがございます。治安の問題につきましては、先ほどもお答えしたように、声かけ等行っていきますということでの御回答をさせていただいているのと、騒音と光につきましては、最初の説明の中でお伝えしましたとおりの回答を一旦しておりますが、一応、今後その打合せは行っていく予定でございまして、3月の下旬ごろには再度という話になっております。

例えば、ヘッドライトの件につきましても、ヘッドライトの照射範囲ということで、そういった資料もお配りさせていただいているのですが、書類だけではわからないと御懸念の方も多かったので、であれば、ある程度屋上の駐車場が整備されたら、一旦車を走らせてみて実験というか、お越しいただいて、それで具体的に見てくださいと。

もし、そこで当たるものが何かあれば、その段階でできる、できないはあるかもしれませんが、車路の見直しであるとか、壁をちょっと上げるとかいう形をとりましょうということで、それは多分3月下旬になると思いますけれども、そういう話し合いをさせていただいております。

○委員：ドン・キホーテさんの2階の駐車場に面したマンションというのは、居室が面しているのか、あるいは廊下になっていて、玄関の出入口だけになっているのか。どういう配置になっているのか教えてください。

○設置者：図面2の周辺見取図を御覧いただければと思いますが、今お話し合いをさせていただいているのは2件マンションがございまして、1つは、これもマンションの立駐ですが、立体駐車場の南側にマンション19階建てというのがございます。こちらについては、居室は南側を向いております。お店側には廊下というか、玄関口があります。立駐は5階建てぐらいですけれども、それを挟んでマンションがあるということ。

もう1つ、国道の西側に7階建てのマンションがございまして、これはL字というか、T字になった形になりまして、「マンション7F」という文字が書いてある建屋につい

ては南側がベランダ・居室側、縦になっておるものについては、東側が居室になります。なので、7階建てのマンションの方につきましては、やはり居室が店舗を向いておりますので、光とかは大丈夫かという御懸念をいただいております。どちらかという、距離は7階建てのマンションの方が近かったりしますので、国道を挟んでいるとはいえ、近くでございますので、音の問題というのも気にかけていらっしゃいます。当然、光も大丈夫かということでもあります。

○委員：マンションの管理組合とは協議が継続中というか、まだ決着せずに。

○設置者：そうですね。オープンしてからじゃないとわからないというのが、先方さんもお考えにございまして、そうなったときに、じゃ、どうするのかと。数字上をクリアすることはわかったよと、だけど、開けてみないとわからないんじゃないかという議論になっておりますので、これの決着を見るというよりも、オープンしてからも、また話し合いをしていきたいと思いますということになっております。

○会長：はい。

よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○会長：ここで、時間が押しているのですが、5分間の休憩をしたいと思います。今、37分ですので、42分からお願いします。

〔午前11時37分 休憩〕

◇

〔午前11時42分 再開〕

○会長：ちょっと時間は早いですが、再開したいと思います。

時間がオーバーする可能性が高いようですので、多分12時半ごろまでかかってしまうかもしれないですが、御都合がある方は12時くらいまででお帰りいただいても結構ですが、おられますか。

○委員：12時までで。

○会長：じゃ、12時までお願いします。

3 その他

○会長：それでは、審議に移りたいと思います。

まず、アル・プラザ水口1の届出内容について、御審議いただければと思います。
いかがでしょうか。

ここは、新しい市道ができるのですが、そこそこの交通量があつて、そこで右折での入出庫ということで非常に心配されますし、駐車場台数が指針よりも下回るというところが心配されます。あと、通学路にもかかっているということですね。その3点くらいだったかと思うのです。

ということで、意見を付けるということまでではないのではないかなということで、「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。はい。

付帯意見として、先ほど申したようなことで、駐車場の台数の問題、それから右折での入出庫の新しい市道の問題、それと通学路の問題ということで、この3つについて付帯意見を付けるということで、よろしいでしょうか。

ということで、文案を申し上げますと、「今回の届出における駐車場台数は、過去に大規模小売店舗立地審議会附則第5条第1項の規定により届け出られた駐車場台数を下回ることから、駐車場の減少に伴い問題が予見される場合、または生じた場合には指針の必要台数、変更前台数等を踏まえ、速やかに駐車場台数を確保されたい。」と、こういうときによく付ける文言ですけども、そういったものを1つ目の付帯意見として付けたいと思います。

それから、2つ目として、出入口①は右折での入出庫を可能としているということで、当該出入口の形状および前面の市道の車線構成が複雑です。右折レーンとかを設定しようということで複雑であることから、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面標示等を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により十分な交通安全対策を講じられたい。

また、今回の出入口の変更においては、供用開始後の市道の交通量が一応評価されて、数字としては挙がってきていましたけれども、不確定な要素もあるということで、円滑な安全な交通に支障が生じた場合は、道路管理者や交通管理者等関係機関と協議の上、出

入口①の車線構成の見直しを図るなど速やかに抜本的な対策を検討すること。ということで、こまごまと付けましたけども、そういった付帯意見を2つ目として考える。

3つ目として、当該施設は通学路にも指定されているので、交通整理員等適切に配置して交通安全対策に努めること。これが3つ目です。

以上、3点の付帯意見を付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、クスリのアオキ西今店の届出内容についての御審議ということで、お願いできないかと思います。ここは騒音の夜間最大値がオーバーしているところがあるということで、事業者としては時間短縮等も積極的に検討しているという状況でした。

はい。

○委員：時間を短くするというのが一番いい対策だと思いますので、10時までにしていただくと非常にいいんじゃないかと思います。

○会長：そうですね、はい。

もし10時以降にする場合でも、その影響のあるところに聞取りにいつて、影響がないかどうかというのを、今後ちゃんと検証していくということは一応お約束をいただいたということです。

あと、右折での入出庫も可能としているというところで、その辺のところも心配されるということだと思います。

ということで、まず、意見は特に付ける必要はないのではないかと思います、よろしいでしょうか。はい。

付帯意見として、騒音の問題と南の方の分譲住宅の建築を予定されているところでも、やはり騒音でちょっとオーバーしているところがありました。それから、先ほど言ったように、右折での入出庫も可能としているので、この辺の心配もあるということで、今言った3つについて付帯意見を付けるということで、いかがでしょうか。

まず1つ目として、「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、アイドリングストップや場内徐行運転の励行などの対策を講じるとともに、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には誠意を持って対応・協議し、早急に適切な

対策を講じられたい。そこに、22時までの時間短縮等の適切な対策を講じられたい。」というふうにしましょうか。

あるいは、苦情や意見が出た場合ではなくて、苦情や意見がないかを聞取りにいきつつ、誠意を持って対応・協議するというふうな言い方にするということですね。

2点目として、「店舗周辺では分譲住宅の建築が予定されており、今後、当該住宅の住民から騒音や光害を初めとする苦情や意見がないかを聞取りにいき、そういうものが出た場合には誠意を持って対応・協議し、適切な対策を講じられたい。また、開店後、騒音の基準値を超過するおそれがある地点については実測を行い、基準値を超える場合は速やかに対策を講じられたい。」といったようなものを南側の方に2点目として挙げる。

それから、3点目として、「入口①および出口②に面する道路は片側1車線であり、右折での出入庫を可能としているため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面標示を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、入口、出口としての実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」というのを3点目に付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次に、審議案件3つ目、(仮称)西大津商業施設計画の届出内容について、御審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。

この案件については、建物設置者欠席ということでしたけれども、今日のやりとりの中でいろいろと確認や説明があったことについて、建物設置者としての説明だというふうに書面でもう一度書き起こしてもらって、それを皆さんにメールで回させていただくということにしたいと思います。

その上で、今から審議する答申案も見えていただいて、それでいいのかどうかといったことを確認いただいた上で、正式な答申書にしていくというような流れで、何か持ち回り会議的なことをメールでやるというような感じのイメージになりますけども、そういう手順でやらせていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。事務局の皆さんも、委員の皆さんも。はい。

ここについては、特に致命的な問題はないと思うので、「意見はなし」ということよろしいでしょうか。はい。

付帯意見ということですが、まずは騒音の基準値を超えているところがあるので、そこについての問題、それから24時間営業ということで、青少年のい集の問題、それから右折をする車両をどうしてもあるんじゃないかということで、その対策をすること、まず右折で入る車がないかどうかということ調査してもらい、必要に応じて野立て看板を交差点の前に設置してもらおう等も含めて、いろいろと対策を打ってもらうという話ですね。オープン時に駐車場不足になる場合もあるかもしれないので、臨時駐車場なんかも設置してほしいといった話、この3点でよかったですか。もうちょっとありましたか。

○委員：駐車場の照明の問題が、近隣マンションと協議しているということですね。

○会長：そうですね。マンションのヘッドライトの問題。

そのくらいですが、後はありましたか。

よろしいですか。

そしたら、4点にまとめさせていただくということで、まず1点目は騒音の問題です。「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には誠意を持って対応・協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」というのが1点目。よろしいでしょうか。

2点目として、「24時間営業を行うことから、店舗に青少年がい集することのないよう店舗の巡回や呼びかけ等の対策を実施されたい。」ということで、実際過去にもいろいろとあったようですので、そういった対策をしてあげてほしいというのが2点目。

それから、3点目として、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、また出入口前面の道路は現在中央線変移システムを導入している道路でもあることから、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など来退店車両誘導の徹底、およびその他の適切な方法により十分な交通対策を講じること。さらに、営業開始後、右折による入庫あるいは右折による出庫がないかどうかの実態調査を行い、そういった車両が生じていた場合には、交差点前の誘導看板を設置する等の対策を打つこと。また、渋滞等の問題が予見される、または生じた場合には必要に応じて建物設置者が地域住民、道

路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、臨時駐車場も含めた適切な対策を速やかに講じること。」といったようなことで、3点目ですね。

それから、4点目として、「屋上駐車場からのヘッドライト等の光が周辺のマンションに与える影響があるかないかを営業開始後きちんと調査し、周辺住民と協議して適切な対策を講じられること。」というのを4点目。細かい文言はまた修正すると思いますが、そういったもので4点を付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

○委員：景観というのは、なかなか難しいでしょうけど、既に沿線は手前に遊技場のオレンジ色の看板があって、先ほど見せていただきましたように衣料店さんの大きい青があって、およそ琵琶湖の景観を守るような制度がないものですから、じゃ、ドン・キホーテさんが黒と言っても、「ああ、そうですか」ということになりそうですけども、大津市あるいは県の景観条例上で、何か琵琶湖にふさわしい景観に誘導するような根拠というのは、どうなのでしょう。

○会長：今回は景観についての資料が出てこなかったもので、やっぱり心配はしますよね。こういう図面でいくと言われて、それなら、それでという認め方がしにくいので、景観については営業開始後、周辺住民と協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい的な文言を入れますか。それとも、現在も景観自体協議中なので、それを踏まえてからということになるのでしょうかね。

○事務局：指針の方では、景観に関しましては抽象的な文言として、「地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合に、こうした取組を阻害することがないように調和を図るように努めなければならない。」

それは非常に抽象的なお話でございまして、「特に当該地域が景観法に基づく景観計画もしくは景観地区計画もしくは風致地区が定められている地区、または建築協定もしくは景観協定が締結されている地区である場合には、これに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造等を工夫することが必要である。」とこういう書きぶりになってございます。

従来は、当然、景観法なり意見が付いていますので、その個別法なりの意見として、そういう対応をされるということで理解をして、その景観等に関して具体的な付帯意見というのは、私の知る限りでは付けたことはなかったと記憶しております。

○会長：はい。

状況としてはわかるのですが、ただ、景観は審議案件に入っている訳ですよね。その基準が曖昧ではあると言っても、基準があることもあるのですね。であれば、何らかの審議をしなければいけないということになりますよね。今回は、その景観についての情報がないので、いいとも悪いとも言いようがない。ということは、景観について何かの問題が起きれば、関係機関とか周辺住民と協議して適切な対策を講じられたい。というくらいの文言を入れざるを得ないと思うのですね。

○委員：今回、資料がないということは、協議がどこかで滞っているのではないですか。

色が付いたら立面図が出てきますよね。今回、聞いたら、もごもごとしているので、市あるいは県の景観で、どこかでひっかかっているんじゃないですか。

○事務局：私どもの方で、市等と協議プロセスで何か滞っている理由があるということまでは具体的には確認ができておりません。市からの意見としても、そういう調整をなささいという一般的な文言が付いているだけでしたので、そのあたりは一度帰って確認をさせていただいて、各委員さんの方に御報告させていただきたいと思います。

○会長：付帯意見としては、先ほど申し上げたことを付けても、特段何か問題が起きるとも思えないので、付けておきます。

よろしいですね。はい。

以上で、3件の案件の審議を終えました。

それでは、今、審議しました結果を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたします。ただし、3点目の西大津商業施設については、建物設置者からの書面の回答を経て、その答申に至るということにさせていただきます。

なお、知事への答申文の案文につきまして、後日改めて委員の皆様にも御覧いただいた上で、答申するという事でごよろしいでしょうか。はい。

その他、事務局から報告事項があれば、お願いしたいと思います。

○事務局：3点目の新設の件につきましては、早急にやりとりさせていただいて、御報告をさせていただきたいと思います。

事務局から、1点御報告がございます。座って説明させていただきたいと思います。

昨年11月6日に開催をいたしました第3回の審議会におきまして、委員から統一的な交通量の現況調査に関する御意見、具体的には歩行者、自転車の調査の実施について、統一的な扱いをした方がいいのではないかという御意見を賜りまして、これまでの扱い等も踏まえて整理・確認をさせていただきましたので、御報告をさせていただきたいと存じます。

大規模小売店舗立地法第4条におきまして、経済産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を定めるとされておりまして、具体的に経済産業省の告示により指針が定められているということでございます。

県では、この指針に基づいて事務を進めさせていただいております。その指針で、歩行者の通行の利便性の確保等の項目におきまして、設置者は従来の歩行者等の通行の利便性や安全が損なわれるおそれがある場合においては、出入口の位置、敷地内の配置等について適切な工夫を行うことが必要である。とされております。

また、一般歩行者の通行が荷さばき施設の位置等に起因して通行の円滑が妨げられることのないように、周辺の状況に配慮することが必要というふうにされておりまして、歩行者、自転車の安全への配慮が必要であるということにつきましては、前回、委員の皆様から御指摘があったとおりでございます。

ところで、指針におきまして、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設置等を講じようとする対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要とされておりまして、その具体的な予測の方法でございますけれども、社団法人交通工学研究会が発行しております「改訂 平面交差の計画と設計」によっているところでございます。信号交差点における飽和交通流率については、交差点の形状、縦断勾配、車線構成、車線幅員等の影響を及ぼすいろんな要因がございます、その一つに横断歩行者が挙げられておりますが、この計画設計におきましても、横断歩行者による飽和交通流率の低減率につきましては、横断歩道長が20メートル以上のものについて設定をされているということや、一般の計画設計時には歩行者交通量等の細部の値は設定されていないものでございます。

この平面交差の計画と設計において、横断歩行者の交通量については必要に応じて調査をするというふうにされておりまして、こうした計画設計段階におきましても、一般には実施をされていない。そうした状況を踏まえまして、設置者に過度な負担を負わさない観点からも、一律に調査を求めているものではないということでございます。ただ、安全性の確保の観点からは、必ずしも交通量に比例して危険性が高まるものではなくて、この計画と設計においても、視認性とか歩行者の挙動、年齢等の歩行者の属性の特徴等々、現場での観察が必要とされております。

こうしたことから、大規模小売店舗の立地に伴う歩行者、自転車の安全性の確保が必要な事案につきましては、個別に、設置者に対して調査等を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長：はい。

前回これに関連して、やっぱり自転車交通量が多いところで特に危険性が懸念されるという場合もあるので、自転車の交通量は測った方がいいかなというふうに私も思った訳です。ただ、一方で、どういった商業施設でも一律に自転車の交通量を調査しろと求めるのは、あまりその交通量がないところもたくさんありますから、一律に求めるのはちょっと難しいのではないかなと。必要に応じて、現地視察をして、その場で自転車の交通量がどのくらいあって、危険性がどのくらいあるかということを確認すると。ということ個別にしていけばいいので、一律に求めるところまで行くのは、確かに設置者の負担が大きくて大変なのかなと私も思いました。

ということで、自転車の交通量や調査については一律には、指針でも求めていないし、この審議会でも求めるのはちょっと難しいかなというふうに考えることだと思います。

いかがでしょうか。

はい。

○委員：事前に求めることは確かでないと思うのですが、今、事務局で言われた、影響が大きいと思われるときに求めるというときの、このぐらゐの条件であればというのが何かないと、どういう条件だったら求めるのか、求めないのかというあたりが不明確かなと思うのですよ。

○会長：それは、あらかじめ基準をつくるというのが難しいのかなという気も。

○委員：例えば通学路に当たるか。この前は、たしか自転車の中学生が多いとかありましたよね。通学路だったら、この審議会で結構議論がよく出ていたと思うのですが、例えば通学経路である場合とか、交通量を測り出せばきりがありませんけども、何らか多いと判断する基準を何か持っておかないといけないのかと。

○委員：前回、私が言ったのは、たまたま現地をよく通るからと言ったのです。だから、土地勘がある委員がいれば、そういう発言も出るのでしょうか、出なければ、全く何も出ないということになるだろうと。事務局がこうやって写真を撮ってこられて、最初に報告されるということは、現地を見られていますよね。それは曜日だとか、対応によって違うかもしれないですけど、ある程度把握できるんじゃないかなと思うのです。

その歩行者がとか、自転車がどれだけ通行するのか。そういうのを考慮する。届出者が出してくるものプラスアルファの材料として何か出してもらえるといいですね。

○事務局：よろしいですか。

○会長：はい。

○事務局：私どもの方としても、届出前の設置者からの情報収集であるとか、現地の状況の確認というのは非常に大切だというふうに思っておりまして、基本的には届出前に一回現地を確認させていただくということをやっております。そこである程度具体的に把握できるようなことであるとか、今回の審議会でも御発言がございましたように、通学路になっているかどうか。あるいは、市町から情報収集する際に、そういった情報もこれから加味してお聞きするとか、そういうことで、ある程度具体的な状況把握により努めるということは可能かなというふうには思っております。

一方で、先ほど申しました「平面交差の計画と設計」を読ませていただいても、歩行者の安全確保というのは、必ずしも通行量とかだけではなくて、さまざまな要因がありまして、そういった観点からいうと、基準をどのようにつくっていくのかというのが非常に難しい部分もあるのかなと。店舗の状況もございます。例えば、店舗面積の少ないドラッグストアなど、それほど来店が少ないものについて調査をさせるのかどうかとか、店舗側の面積であるとか、業態であるとかということも関係してくるのかなというふうに思っておりまして、その辺をどのように斟酌をさせていただいた方がよろしいかということかと思っております。

○会長：通学路にかかっているかどうかということと言うと、案件のうち、多分六、七割以上、通学路にかかっているのではないのでしょうか。ほとんどに近いところでかかっているような気がするので、それを基準にするのは難しいだろうと。

あと、事業者側に自転車の交通量まで一律に測るのはなかなかしんどいので、ある程度事務局の方で事前に見た段階で、危ないなと思われるところについては、できるだけ審議委員が現地視察に行くようにして、審議委員自身が確認できるようにすると。あるいは、写真とかで危険性を感じられるようなところは積極的に写真を撮ってきていただくとかいうような方法で、きちんと自転車の安全性が評価できるようにする。事後的に、その辺の材を集めるというふうな形を基本にせざるを得ないのではないかなと思います。そんな感じでどうでしょうか。

一律に全部求めるのは、負担が大きいのではないかと思います。

○委員：土地勘のある人にとっては、直感的にわかるのだと思うのですが、問題はやっぱり土地勘のある人がたまたまいると非常に議論になって、全くいないと、全くスルーさせるというところに問題がありそうな気がするのです。

○会長：そこは、事務局の負担が大変なのかもしれませんが、事務局の方でスクリーニングをしていただくということかなと思います。

という感じでいかがでしょうか。事務局の方も、よろしいでしょうか。はい。

他に、報告事項とか連絡事項はございますか。

はい、どうぞ。

○事務局：連絡事項ですけれども、次回の審議予定案件につきまして簡単に御説明をさせていただきますと存じます。次第の34ページ、資料5を御覧いただきたいと思います。

新設2件と変更2件でございます。

まず、表の左側の近江八幡市上田町で営業中の近江八幡サウスモールの変更届出でございます。変更内容は、敷地内のドラッグストアの営業終了時間が19時から21時と2時間延長されるものでございます。ここにつきましては、既に同じ建物内の他店舗が21時まで営業しておりまして、その他、生活環境に影響を与える変更がございません。

こうしたことから、周辺環境への影響がほとんどないと判断いたしまして、説明会の開催に代えまして、大規模小売店舗立地法施行規則第7条第2項の規定に基づく届出等

の要旨の掲示というものを認めてございます。要するに、軽微な変更というふうに判断しておりますので、報告事項とさせていただきたいと考えております。

次に、守山市播磨田町で県道草津守山線沿いに新設をされます（仮称）ラ・ムー守山店でございます。設置者は、倉敷市に本社を置く大黒天物産株式会社で、食料品や生活雑貨等を扱う店舗でございます。既に県内にも出店されていますけれども、営業時間はこれらと同じように、24時間営業ということでございます。新設でございますので、御審議をお願いいたします。

3件目が、草津市のJR草津駅西口前で営業中のエイスクエアでございます。こちらは敷地内の建物を増築いたしまして、その新築部分には主に飲食店等が入店する予定でございます。したがって、店舗面積の増床はないものでございますけれども、駐車場や駐輪場の位置、荷さばき施設の位置および面積等を変更するものでございまして、こちらも御審議をお願いするものでございます。

最後に、豊郷町沢で営業予定の（仮称）ドラッグコスモス豊郷店でございます。国道8号沿いの彦根市と愛荘町の境界付近に設置をされるものでございまして、設置者は福岡県に本社を置く株式会社コスモス薬品で、医療品等を扱うドラッグストアです。新設案件でございますので、こちらも御審議をお願いいたします。

次回の審議会でございますけれども、6月中旬で日程の調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○会長：はい。

大幅に時間を超過してしまい申し訳ありませんでしたが、これで本日の会議を閉会といたします。

4 閉会

○事務局：本日は、大変長時間にわたりまして御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもって、第4回の滋賀県大規模小売店舗立地審議会を終了させていただきたいと存じます。

どうも本日は、ありがとうございました。

〔午後 0時22分 閉会〕